

令和8年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。

また、「省力化投資促進プラン」(令和7年6月13日)において、2040年に20%以上の業務効率化を図る必要があるとされており、大阪府においても、計画的かつ継続的に職場環境改善・生産性向上のための介護テクノロジー等の導入を図り、特に業務時間削減効果が確認されている見守り機器・介護記録ソフト・インカムについて、小規模事業者も含めより広く事業者へ普及させるため集中的に支援する必要がある。このため、介護サービス事業者等に対し、介護テクノロジー導入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとする。

なお、その交付は、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)及び令和8年度(令和7年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱(令和8年4月7日付老発0407第3号別紙1)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助の対象は、大阪府内で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(以下「介護事業所等」という。)とする。

2 補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

ア 「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー
「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。

(掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

介護ソフト定着促進費用の例：

- ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末(リース費用含む))
- ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用等

ウ その他

アによらず、以下①及び②に該当する機器等を対象とする

①申請ができていない等の理由で「TAIS」に「介護テクノロジー」として掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と大阪府知事（以下「知事」という。）が判断した機器等

②介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等

「その他」と認められる例：

- ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）等

(2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

(1) アのテクノロジー及びウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1)アのテクノロジー及びウ①の機器等を導入する場合の支援を行う。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護ソフト+インカム 等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジー等の導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用を補助対象とする。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

また、(1)及び(2)の機器等導入の際は以下の(ア)から(オ)について留意すること。
(ア) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。

(イ) (1)アのテクノロジー及びウ①の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。(2)のパッケージ型導入支援においては基準額の範囲内で付帯費用を対象とする。

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

●介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

●介護ソフト以外の介護テクノロジーの導入に伴って導入する PC、タブレット端末 等
(ウ) 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。

(エ) 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記（ウ）に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記（ウ）に加えて②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保険施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

①公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、（１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、（２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであることを要件とする。

②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html）に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであることを要件とする。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）

厚生労働省 介護ソフト機能調査

（結果掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>）

(オ) 介護事業所等の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレッ

トを利用すること等は差し支えない。

3 補助対象経費は、購入、リース等の契約日、支払日及び導入日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の経費（消費税及び地方消費税を除く。）に限る。なお、その間の経費であれば、第5条の申請日以前の経費も対象とする。

4 第1項に定める補助の対象者は、別表第1に定める方法にて選定する。

（補助額）

第3条 補助対象となる介護事業所等ごとに、次の（1）及び（2）により、算出された金額で補助を行う。

（1） 補助率

第2条第2項（1）～（3）について、補助率は4/5とし、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じた額を算出する。（千円未満は切り捨てる。）

（2） 基準額

次の表1及び表2の第1欄に定める区分ごとに、（1）で算出した額と第2欄又は第3欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
第2条第2項（1）アで示すテクノロジーのうちTAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は第2条第2項（1）ウ①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と判断された機器等、第2条第2項（1）ウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外	100万円
第2条第2項（1）アで示すテクノロジーのうちTAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト、又は第2条第2項（1）ウ①で示す機器等のうち、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と判断された機器等、第2条第2項（1）ウ②で示す機器等のうちバックオフィスソフト	表2の2による
第2条第2項（1）アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は第2条第2項（1）ウ①	30万円

で示す機器等のうち上記以外のもの	
第2条第2項(1)イで示す費用	導入する介護ソフトの経費と合わせて表2の3による ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
第2条第2項(2)パッケージ型導入支援(機器等の合計経費)	1,000万円
第2条第2項(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援で示す費用	48万円

表2 介護ソフト及びバックオフィスソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフト及びバックオフィスソフトのみを導入する場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて第2条第2項(1)イの支援を活用する場合は、第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて第2条第2項(1)イの支援を活用する場合は、265万円を基準額とする。なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数(申請時点)	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。

第4条 (補助要件等)

- 1 補助の申請及び、第9条で定める「業務改善計画の作成及び効果の報告」は、第2条第1項で定める介護事業所等の運営者又は設置者(以下「介護事業者等」という。)が行うこと。
- 2 第2条第2項(1)、(2)により介護テクノロジー等を導入する場合は、大阪府介護生産性向上

支援センター（以下「センター」という。）が実施し、大阪府が別途指定する研修を受講すること。
なお、本研修とは別に第9条第1項に定めるとおり、センターへ相談することとする。

3 補助を受けるにあたっては、介護予防支援事業所としての地域包括支援センターに補助された介護記録ソフトを、専ら地域包括支援センターの相談援助業務に使用しない等、補助の目的、対象及び実際の利用場面を十分に勘案して適正に使用すること。

4 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」を参考に設置すること。

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護

5 以下サービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）の利用を開始すること。「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 短期入所生活介護

- ・ 短期入所療養介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防訪問入浴介護
- ・ 介護予防訪問看護
- ・ 介護予防訪問リハビリテーション
- ・ 介護予防通所リハビリテーション
- ・ 介護予防福祉用具貸与
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ・ 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ・ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ・ 介護予防居宅療養管理指導
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・ 介護予防支援
- ・ 訪問型サービス（みなし）
- ・ 訪問型サービス（独自）
- ・ 訪問型サービス（独自／定率）
- ・ 訪問型サービス（独自／定額）
- ・ 通所型サービス（みなし）
- ・ 通所型サービス（独自）
- ・ 通所型サービス（独自／定率）
- ・ 通所型サービス（独自／定額）

6 本事業による介護テクノロジーの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。（第9条第2項の報告により確認する。）

7 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。

なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。

・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/guide/ps6vr70000011jhl-att/000055848.pdf>）

8 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、第9条第1項の規定に基づき、業務改善計画を作成すること。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
- ・介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- ・介護ロボット等のパッケージ導入モデル
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

9 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム（Long-term careInformation system For Evidence ; LIFE（ライフ。））による情報収集に協力すること。

10 補助を受けた介護事業所等は、大阪府や厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする介護事業者等は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、次条に規定する交付の条件その他必要な事項を交付の申請をした介護事業者等に通知するものとする。

3 知事は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し、補助金等の交付の状況を確認することがある。

（補助金の交付の条件）

第7条 前条第2項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の額に100分の20以下の変更が生じた場合を除く。）又は補助事業の内容の変更（事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により導入した介護テクノロジー等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により導入した単価30万円以上の介護テクノロジー等については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を大阪府に納付させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。ただし、補助事業により導入した単価30万円以上の介護テクノロジー等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けなければならないこと。
- (9) 本補助事業により導入した介護テクノロジーについては、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 前各号の条件のいずれかに違反した場合又は次条の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。
- (11) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定から額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第4号）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者

エ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業実績報告書（様式第 5 号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（業務改善計画の作成及び効果の報告・公表）

第 9 条 補助を受ける介護事業所等は、業務改善計画を作成するものとし、大阪府に当該計画を提出すること。なお、当該計画の作成や取組みの実施にあたって、原則としてセンターに相談するものとする。

2 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた年度の翌年度から 3 年間、当該事業者等において前項で定めた業務改善計画に対する効果を大阪府に報告すること。

3 前各項については、別途通知する計画内容や報告内容、報告期限等に基づき、報告するものとする。

（補助金の交付の時期）

第 10 条 補助金は、規則第 13 条の規定によるその額の確定の後、交付する。

（報告の徴取等）

第 11 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は府職員に関係者に対して質問させ、若しくは補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 選定方法

第4条第2項で定める研修を介護事業所等ごとに受講し（対面受講、動画視聴も可）、別途大阪府が定める方法による申込み（以下「エントリー」という。）があった介護事業者等から選定するものとする。

2 選定要件（優先順）

1の選定は、以下ア・イ・ウ・エの順に介護事業者等ごとに行うこととする。

ただし、次の介護事業所等からのエントリー分については、アからエに優先して選定する。

- ・センターが令和8年度に実施する「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」（全5回の対面研修）を修了見込の介護事業所等
- ・第2条第2項（1）ア又はウ①の介護ソフトが未導入であって、令和8年度に「介護ソフト導入セミナー」を受講し、第2条第2項（1）ア又はウ①の介護ソフトを導入する介護事業所等

	第2条第2項（1）アのテクノロジー、ウ①の機器等の導入	第2条第2項（1）イ、ウ②の機器等の導入	導入する機器等
ア	いずれも未導入	—	第2条第2項（1）アのテクノロジー又はウ①の機器等
イ	自己負担等で既導入	—	同上
	令和3年度以前に大阪府の補助金交付を受けて既導入		
ウ	いずれも未導入	—	第2条第2項（1）ウ②の機器等のみを導入
	自己負担等で既導入	—	
	令和3年度以前に大阪府の補助金交付を受けて既導入		
エ	令和4年度から令和7年度に大阪府の補助金交付を受け、本事業の補助対象の機器等を導入		対象機器のいずれか

なお、上記ア・イ・エにおいては、第2条第2項（1）ア又はウ①の機器等の見守り機器、インカム又は介護ソフトのいずれかの機器を導入する介護事業所等を優先して選定する。

3 選定にかかる抽選

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、以下①から④の項目ごとに順に選定し、予算額を超過した項目において抽選を行う。

- ①介護事業者等ごとに、2のアの条件を満たす介護事業所等
- ②介護事業者等ごとに、2のイの条件を満たす介護事業所等
- ③介護事業者等ごとに、2のウの条件を満たす介護事業所等
- ④介護事業者等ごとに、2のエの条件を満たす介護事業所等